

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長

## 令和5年度「高さ指定道路」追加指定要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対し、格別なるご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について（公社）全日本トラック協会では、道路通行時の高さの最高限度を4.1m（道路法及び道路交通法における一般的制限値は3.8m）とする「高さ指定道路」について毎年度国土交通省及び警察庁に対して追加指定の要望を行っております。

つきましては、今年度の「高さ指定道路」の追加指定をご要望される事業者は、下記のとおり必要書類を作成し（公社）沖縄県トラック協会へご提出頂きますようお願いいたします。

敬具

※なお、自動車運搬用セミトレーラについては、（一社）日本陸送協会にて取りまとめております。

### 記

#### 1. 締切日

令和5年6月16日（金）沖ト協必着

#### 2. 提出方法

「高さ指定道路」の追加指定を要望される事業者は、「3. 注意事項」及び「4. 提出書類」をご確認のうえメール ([ota.tekiseika@okitora.or.jp](mailto:ota.tekiseika@okitora.or.jp)) にてご提出、若しくは、CD-ROM等の電子ファイルにてご提出をお願いします。CD-ROM等でご提出される場合は、直接当協会へお持ち頂くか、郵送（〒900-0001 那覇市港町2-5-23 九州沖縄トラック研修会館2階）にてお願い致します。

#### 3. 注意事項

対象区間は次を満たしていることを条件とします

●通行車両について、①～③のいずれかに該当すること

①背高国際海上コンテナ車

②ダブル連結トラック（高さ4.1mの基準緩和車両）

③積載物が積載状態で高さ3.8mを超え4.1mまでの単体物（※）であり、かつ、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する車両

※荷姿や積載状態の寸法等について別途書類（任意書式）の添付が必要

●道路について、①～④のいずれかに該当する区間を含まないこと)

- ① トンネル、高架橋や植栽等で物理的な高さ障害がある区間
- ② 「大型車進入禁止」などの禁止区間
- ③ 過去3年間に要望されているにも関わらず指定されていない区間
- ④ 生活道路等を含む場合（駅前、スクールゾーン、住宅街など）

#### 4. 提出書類

次の電子ファイルを提出する

	ファイル種別	ファイル形式	提出時に付するファイル名
①	要望一覧表	Excel ファイル	事業者名＋一覧表 (例：〇〇運送一覧表)
②	要望区間票 I～III	Word ファイル	事業者名＋要望一覧表 A 列の No. (例：〇〇運送 1)
③	荷姿や高さ等が確認できる書類（任意書式）	Word、PDF 等の電子ファイル	事業者名＋荷姿 (例：〇〇運送荷姿)

※③の書類は「通行車両について③」に該当する場合に提出

全日本トラック協会ホームページ (<https://jta.or.jp/member/anzen/takasa2023.html>) よりダウンロードしてください。当協会ホームページにもリンクを掲載します。

以上

<本件に対する問い合わせ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL : 098-863-0280